

行政事業レビューシート (厚生労働省)

予算事業名	職業転換給付金制度	事業開始年度	昭和41年度	作成責任者		
担当部局庁	職業安定局	担当課室	雇用開発課	就労支援室長		
会計区分	一般会計及び労働保険特別会計雇用勘定	上位政策	高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・促進を図ること			
根拠法令 (具体的な条項も記載)	雇用対策法第18条第1号から第6号、雇用対策法施行令第2条、雇用対策法施行規則第1条の4、同規則第2条から第6条、同令附則第2条及び雇用保険法第63条第1項第3号、雇用保険法施行規則第130条	関係する計画、通知等	-			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	中高年齢者、障害者等の就職が困難な失業者及び国の施策等により離職を余儀なくされた離職者等に対し、これらの失業者の生活の安定を図りながら再就職の促進を図ることを目的として、各種の給付金を支給する。					
事業概要 (5行程度以内。別添可)	(1)求職者に支給されるもの ①就職促進手当(求職者の求職活動の促進とその生活の安定を図る給付金)、②訓練手当(求職者の知識及び技能の習得を容易にするための給付金)、③広域求職活動費(広範囲の地域に渡る求職活動に要する費用に充てるための給付金)、④移転費(就職又は知識若しくは技能の習得をするための移転に要する費用に充てるための給付金)、⑤就業支度金(公共職業安定所の紹介により就職することを促進し、又は事業を開始することに要する費用に充てるための給付金) (2)事業主に支給されるもの ①職場適応訓練費(雇用保険受給資格者以外の求職者を作業環境に適応させる訓練を行うことを促進するための給付金)②職場適応訓練委託費(雇用保険受給資格者を作業環境に適応させる訓練を行うことを促進するための委託費)、③特定求職者雇用開発助成金(就職が特に困難な者を雇い入れることを促進するための給付金) 注:(1)②及び(2)①は、都道府県実施事業 詳細は別紙参照					
実施状況	(1)求職者に支給されるもの ①就職促進手当:45,970人日、②訓練手当:一般分(原則6カ月以内)1,930人月、短期分(原則2週間以内)701人日、③広域求職活動費:4人、④移転費:208人、⑤就業支度金:0人 (2)事業主に支給されるもの ①職場適応訓練費:一般分(原則6カ月以内)1,930人月、短期分(原則2週間以内)701人日、②職場適応訓練委託費:119人日、③特定求職者雇用開発助成金:14人 すべて平成21年度実績					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(補正後)	862	837	1,003	776	691
	執行額	468	454	407		
	執行率	54.3%	54.2%	40.6%		
	総事業費(執行ベース)	609	636	655		
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	支給要件を満たす求職者及び事業主に支給。支給事務を行う都道府県労働局から毎月報告を受け、詳細な状況を迅速に把握している。				
	見直しの余地	就職困難者の雇用を促進するためのセーフティーネットであり、一定の予算額の確保は必要であるが、平成23年度予算概算要求においては、最近の実績に基づいて積算を行い、より適正な予算規模とする予定。				
予算チームの監視・所見率化	一部改善(執行状況を予算要求に反映) 毎年度恒常的に不要が生じており、予算と執行の乖離の要員等を精査し、予算を縮減すべき。					
補記						

※金額は平成21年度実績(見込み)

厚生労働省
407百万円

【予算示達】

【予算示達】

A. 都道府県労働局
266百万円

B. 都道府県
141百万円

【給付金支給】

【助成・委託(特別会計分)】

【給付金支給】

【委託費】

C. 求職者
就職促進手当
45,970人日・
245百万円

E. 事業主
特定求職者雇用開発
助成金
14人・5百万円

G. 求職者
訓練手当
118百万円

H. 事業主
職場適応訓練にかか
る委託費
23百万円

D. 求職者
移転費
208人・
13百万円

F. 事業主
職場適応訓練委
託費
119人日・3百
万円

一般分(原則6カ月以内) 1,930人月
短期分(原則2週間以内) 701人日

資金の流れ
(資金の受け取
り先が何を行っ
ているかについ
て補足する)
(単位:百万円)

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。使途と費目の双方で実情が分かるように記載)

A.都道府県労働局			E.事業主		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
給付金	就職促進手当の求職者への支給	245	給付金	特定求職者雇用開発助成金、賃金の定額助成	5
給付金	移転費の求職者への支給	13			
給付金	事業主への助成金の支給	5			
委託費	委託費の事業主への支出	3			
計		266	計		5
B.都道府県			F.事業主		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
負担金	職場適応訓練実施企業への委託費の支出(定額)	23	委託費	職場適応訓練費として定額の支給	3
負担金	職場適応訓練に係る訓練手当の求職者への支給	118			
計		141	計		3
C.求職者			G.求職者		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
給付金	就職促進手当として定額の支給	245	給付金	職場適応訓練の訓練手当(定額)	118
計		245	計		118
D.事業主			H.事業主		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
給付金	移転費として定額の支給	13	委託費	職場適応訓練費として定額の支給	23
計		13	計		23

各 給 付 金 の 内 容

給付金の種類 (根拠法規)	対 象 者	支 給 者 額
就職促進手当 (雇用対策法第 18 条 第 1 号)	次のいずれかに該当し、就職指導等を受ける者(②を除く)又は職業訓練の待期間中の者(②④⑤⑥) ①中高年 ②45歳以上の求職者等 ③漁業 ④本四航路 ⑤本四港湾 ⑥特定漁業 ⑦駐留軍 ⑧沖特 ※ 略称の説明については末尾に記載	1. 雇用労働者であった者 支給に係る離職日前の賃金日額に応じ日額 3,232円～5,820円 2. 雇用労働者であった者以外の者 (1) 基本手当(級地区別) 1 級 地 4,310円 2 級 地 3,930円 3 級 地 3,530円 (2) 就職活動手当 (活動1日) 280円
訓練手当 (雇用対策法第 18 条 第 2 号)	次のいずれかに該当し、職業訓練を受講する者 ①中高年 ②45歳以上の求職者等 ③知的障害者 ④離農 ⑤母子家庭の母等 ⑥中国等 ⑦広域 ⑧へき地 ⑨災害等(地域内居住者を除く) ⑩漁業 ⑪本四航路 ⑫本四港湾 ⑬特定漁業 ⑭駐留軍 ⑮沖特 ⑯沖縄若年(職適のみ) ⑰精神障害者 ⑱北朝鮮	(1) 基本手当(級地区別) 1 級 地 4,310円 2 級 地 3,930円 3 級 地 3,530円 (2) 技能習得手当 受講手当(日額) 700円 通所手当(月額) 42,500円まで 寄宿手当(月額) 10,700円
広域求職活動費 (雇用対策法第 18 条 第 3 号)	次のいずれかに該当し、広域求職活動を行う者 ①中高年 ②45歳以上の求職者等 ③離農 ④中国等 ⑤広域 ⑥へき地 ⑦災害等 ⑧漁業 ⑨本四航路 ⑩本四港湾 ⑪特定漁業 ⑫駐留軍 ⑬沖特 ⑭北朝鮮	(1) 交通費実費(鉄道賃、船賃、航空賃、車賃) (2) 宿泊料 6大都市等 8,700円 その他の地域 7,800円
移 転 費 (雇用対策法第 18 条 第 4 号)	次のいずれかに該当する者であって、就職又は訓練受講のためその住所又は居所を変更するもの ①中高年 ②45歳以上の求職者等 ③離農 ④中国等 ⑤広域 ⑥へき地 ⑦災害等 ⑧漁業 ⑨本四航路 ⑩本四港湾 ⑪特定漁業 ⑫北朝鮮 ⑬駐留軍 ⑭沖特	(1) 交通費実費(鉄道賃、船賃、航空賃、車賃) (2) 移転料 距離に応じて支給(単身者は1/2) ①から⑫の対象者の場合 62,000円～188,000円 ⑬及び⑭の対象者の場合 93,000円～282,000円 〔⑬から⑭のうち沖縄県から他の都道府県へ住所又は居所を変更するもの〕 175,000円～481,000円 (3) 着後手当 世帯 25,400円(⑬及び⑭ 38,000円) 単身 12,700円(⑬及び⑭ 19,000円)
職場適応訓練費 (雇用対策法第 18 条 第 5 号)	次のいずれかに該当する者に対し、都道府県知事等の委託を受けて職場適応訓練を行う事業主 ①中高年 ②45歳以上の求職者等 ③知的障害者 ④離農 ⑤母子家庭の母等 ⑥中国等 ⑦広域 ⑧へき地 ⑨災害等(地域内居住者を除く) ⑩漁業 ⑪本四航路 ⑫本四港湾 ⑬特定漁業 ⑭駐留軍 ⑮沖特 ⑯沖縄若年 ⑰精神障害者 ⑱北朝鮮	1. 支給額 (1) 一般(職場適応訓練生1人につき) 月 額 24,000円 (短期日額 960円) (2) 重度の障害者(職場適応訓練生1人につき) 月 額 25,000円 (短期日額 1,000円) 2. 対象期間 (1) 一般 6か月以内 〔中小企業 1年以内〕 〔短期 2週間以内〕 (2) 重度の障害者 1年以内 (短期 4週間以内)

<p>就業支度金 (雇用対策法第 18 条第 6 号)</p>	<p>次のいずれかに該当する者であって、離職の日の翌日から起算して 2 年以内に事業を開始し、かつ、当該事業により自立できると公共職業安定所長が認めた者又は公共職業安定所の紹介により継続して雇用される労働者として再就職する者 ①漁業 ②本四航路 (35 歳以上の者) ③本四港湾 (35 歳以上の者) ④特定漁業 (35 歳以上の者) ⑤駐留軍 (沖縄県の区域内に住所又は居所を有する者は 3 年以内) ⑥沖特 (沖縄県の区域内に住所又は居所を有する者は 3 年以内)</p>	<p>就職促進手当の日額に離職日の翌日から自営又は再就職の日までの期間の区分に応じ、次に掲げる日数を乗じた金額 1 年未満 75 日分 1 年以上 1 年 6 月未満 50 日分 1 年 6 月以上 2 年以内 30 日分 2 年を超えて 3 年以内 20 日分 また、⑤、⑥に該当する者が沖縄県以外の区域に住所又は居所を変更して自営又は再就職する場合上記に掲げる日数の 5 割増とする。</p>																		
<p>特定求職者雇用開発助成金 (雇用対策法第 18 条第 6 号)</p>	<p>1. 次のいずれかに該当する者 (65 歳未満の者に限る) を公共職業安定所の紹介により継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主 ①高年齢者 ②身体障害者 ③知的障害者 ④精神障害者 ⑤母子家庭の母等 ⑥中国等 ⑦北朝鮮 ⑧駐留軍 (45 歳以上の者) ⑨沖特 (45 歳以上の者) ⑩特定漁業 (45 歳以上の者) ⑪漁業 (45 歳以上の者) ⑫本四航路 (45 歳以上の者) ⑬本四港湾 (45 歳以上の者) ⑭その他の就職困難者 (45 歳以上の者) 2. 上記 1 の対象労働者の雇入れの前及び後労働者を事業主都合により解雇したことがない事業主</p>	<p>1. 支給額</p> <table border="1" data-bbox="943 667 1522 1648"> <thead> <tr> <th>対象労働者 (一般被保険者)</th> <th>大企業</th> <th>中小企業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 障害者 (②・③の重度障害者、④を含む (短時間労働者))</td> <td>30 万</td> <td>90 万</td> </tr> <tr> <td>(2) 上記 (1) 以外の者 (短時間労働者)</td> <td>30 万</td> <td>60 万</td> </tr> <tr> <td>(3) 重度障害者等 (②・③の重度障害者、④(短時間労働者を除く))</td> <td>100 万</td> <td>240 万</td> </tr> <tr> <td>(4) 身体・知的障害者 (②・③ (短時間労働者を除く))</td> <td>50 万</td> <td>135 万</td> </tr> <tr> <td>(5) 上記 (3) (4) 以外の者 (短時間労働者を除く)</td> <td>50 万</td> <td>90 万</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 支給期間 上記 1 (1) 大企業 1 年間、中小企業 1 年 6 か月間 (2) 大企業及び中小企業 1 年間 (3) 大企業 1 年間、中小企業 2 年間 (4) 大企業 1 年間、中小企業 1 年 6 か月間 (5) 大企業及び中小企業 1 年間</p>	対象労働者 (一般被保険者)	大企業	中小企業	(1) 障害者 (②・③の重度障害者、④を含む (短時間労働者))	30 万	90 万	(2) 上記 (1) 以外の者 (短時間労働者)	30 万	60 万	(3) 重度障害者等 (②・③の重度障害者、④(短時間労働者を除く))	100 万	240 万	(4) 身体・知的障害者 (②・③ (短時間労働者を除く))	50 万	135 万	(5) 上記 (3) (4) 以外の者 (短時間労働者を除く)	50 万	90 万
対象労働者 (一般被保険者)	大企業	中小企業																		
(1) 障害者 (②・③の重度障害者、④を含む (短時間労働者))	30 万	90 万																		
(2) 上記 (1) 以外の者 (短時間労働者)	30 万	60 万																		
(3) 重度障害者等 (②・③の重度障害者、④(短時間労働者を除く))	100 万	240 万																		
(4) 身体・知的障害者 (②・③ (短時間労働者を除く))	50 万	135 万																		
(5) 上記 (3) (4) 以外の者 (短時間労働者を除く)	50 万	90 万																		

注) 中高年・・・中高年齢失業者等求職手帳所持者、離農・・・離農転職者、中国等・・・中国残留邦人等永住帰国者、広域・・・広域就職適格者、へき地・・・へき地又は離島の居住者、災害等・・・激甚災害地域離職者等 (激甚災害地域離職者、災害による内定取消し未就職卒業者、激甚な災害を受けた地域内に居住する者)、沖縄若年・・・沖縄若年求職者、漁業・・・雇用対策法施行規則附則による漁業離職者求職手帳所持者、本四航路・・・一般旅客定期航路事業等離職者求職手帳所持者、本四港湾・・・港湾運送事業離職者、特定漁業・・・国際協定の締結等に伴う漁業離職者求職手帳所持者、駐留軍・・・認定駐留軍関係離職者、沖特・・・沖縄失業者求職手帳所持者、北朝鮮・・・北朝鮮帰国被害者等